

規制庁が6月20日に出した「関西電力大飯原発3号機及び4号機の現状評価書（案）」では、大飯原発が新基準に適合していないことが明記されています。それにもかかわらず、結論部分（44頁）では、「直ちに安全上重大な問題が生じるものではない」としてしまっています。さらに、6月21日の市民と規制庁の交渉では、下記のような問題が明らかになりました。

これら多くの問題点を残したまま、7月3日の規制委員会の本会合で、定期検査に入る9月までの運転継続を正式に了承しようとしています。

大飯原発は新基準に適合していない **福島原発事故の教訓を省みない**

- 「緊急時対策所としての機能があればよく、必ずしも免震でなくてもいい」
- 「基準津波はまだ確定していないが、ただちに、防潮堤が完成していなくてもいい」
- 「敷地内破碎帯の評価は、今回は、時間が限られていたので、評価の対象外にした」
- 「3連動を基本に基準地震動を策定させるのが基本」としながら、未だ実現せず実らず
- 地震動評価では「複数の『不確かさ』の重ね合わせは考えない」「ルールはない」
- 「制御棒挿入時間については、評価手法が変わっていないことは確認。しかし、関電から資料は示されていない」
- 新基準を満たしていないのに、運転継続できる法的根拠はない
- 「田中委員長の発言は理解しているが、防災計画と再稼働は法的にリンクしていない」
- 専門家が審査に加わっていない。規制庁職員は専門家ではない
- ヒアリングを全面公開すべき

免震事務棟：「緊急時対策所としての機能があればよく、必ずしも免震でなくてもいい」

大飯原発3・4号の場合、1・2号の運転停止と引き替えに、1・2号の中央制御室横の会議室を免震事務棟完成まで代替施設にすることで問題なしとしています。会議室はもちろん免震構造ではありませんが、3・4号が地震や津波でやられても、隣の1・2号は健全だというわけです。福島原発事故の実態をどうみているのでしょうか。

「基準津波はまだ確定していないが、ただちに、防潮堤が完成していなくてもいい」

新基準では、基準津波の高さを決めなければなりません。関電の設定があまりに低く（2.85m）、福井県の試算（6m以上）を考慮して、さらに地すべりによる影響等を組み合わせて基準津波を策定することを規制委員会は求めています。しかし、関電はこれを認めず、基準津波は決まっていません。規制庁は「一部の機器では津波の被害が懸念される」と言いながら、それでも、防潮堤が完成していなくても、今回はOKだということです。

敷地内破碎帯：「今回は、時間が限られていたので、評価の対象外にした」

時間が限られていて判断できないのなら、大飯原発の運転は認められないと判断を示すべきです。規制庁は3月19日の本会合で「破碎帯調査が完了しなければ、審査には入れない」との原則を決めています。これも反故にしてしまっています。スケジュール優先です。

「3連動を基本に基準地震動を策定させるのが基本」しかし未だ実らず

20日の規制庁の評価（案）では、3連動の「基準地震動」という言葉はなく、「3連動地震動」としか書かれていません。関電は「評価用地震動」という言葉です。規制庁は「これを基準地震動という意味で使っている」と口約束だけです。

「地下の地盤・地質構造について関電の調査は不十分。これでは新基準を満たしていない」。関電は、もんじゅの敷地の資料を使って、大飯に置き換えているのです。

地震動評価では「複数の『不確かさ』の重ね合わせは考えない」「ルールはない」

今回の大飯原発の地震動評価では、従来の断層上端深さ4kmで、「不確かさ」として、短周期の揺れを1.5倍にすることしかやっていません。島崎委員は、断層上端深さ3kmを基本ケースとして安全側に判断することを求めていました。これに、短周期の揺れを1.5倍にして重ね合わせるよう市民は求めました。しかし「不確かさ」を2重に取ることはしないと回答。このやり方は、福島原発事故前と何も変わっていません。安全側に立って、最も厳しい条件で地震動を策定しなければなりません。これだけで、関電のいう「3連動で760ガル」を大きく上回り、耐震評価も根本からやり直しになります。

制御棒挿入時間：「評価手法が変わっていないことは確認。しかし、関電から資料は示されていない」

関電は、制御棒挿入時間について、活断層の2連動の場合は1.88秒、3連動になるとさらに早く挿入できる（1.83秒）としています。これについては、評価手法を確認しただけで、資料も示されておらず、そのため、挿入時間の妥当性は評価していない。これで「直ちに安全上重大な問題が生じるものではない」などと言えるのでしょうか。また、地震動評価が変われば、制御棒挿入時間も影響を受けます。

新基準を満たしていないのに、運転継続できる法的根拠はない

以上のように、大飯原発が新基準を満たしていないことは規制庁も認めています。7月8日の新基準施行降に、運転継続できる法的根拠はあるのかと追及しました。これには一切答えることはできませんでした。7月8日からは、大飯原発の運転は違法状態そのものです。

「田中委員長発言は理解しているが、防災計画と再稼働は法的にリンクしていない」

田中委員長は、地域防災計画ができていることが再稼働の前提だと何度も話しています。これについて、規制庁の担当者は「委員長がそのような話していることは理解している。しかし、防災計画の策定と再稼働は法的にリンクしていない」

専門家が審査に加わっていない。規制庁職員は専門家ではない

地震関係は島崎氏だけ。途中で、高知大の岡村氏等が部分的に出席し助言したが、審査全体に責任を持つ立場ではなかった。専門家ではない規制庁職員がチェックできるのでしょうか。批判的専門家が審査に加わるべきです。

ヒアリングを全面公開すべき

評価会合は公開だが、約80回にも上る「ヒアリング」などの事業者との面談は非公開のままだった。

発行元：

美浜・大飯・高浜原発に反対する大阪の会（美浜の会）

大阪市北区西天満 4-3-3 星光ビル 3階 TEL 06-6367-6580 FAX 06-6367-6581

グリーン・アクション

京都市左京区田中関田町 22-75-103 TEL 075-701-7223 FAX 075-702-1952